



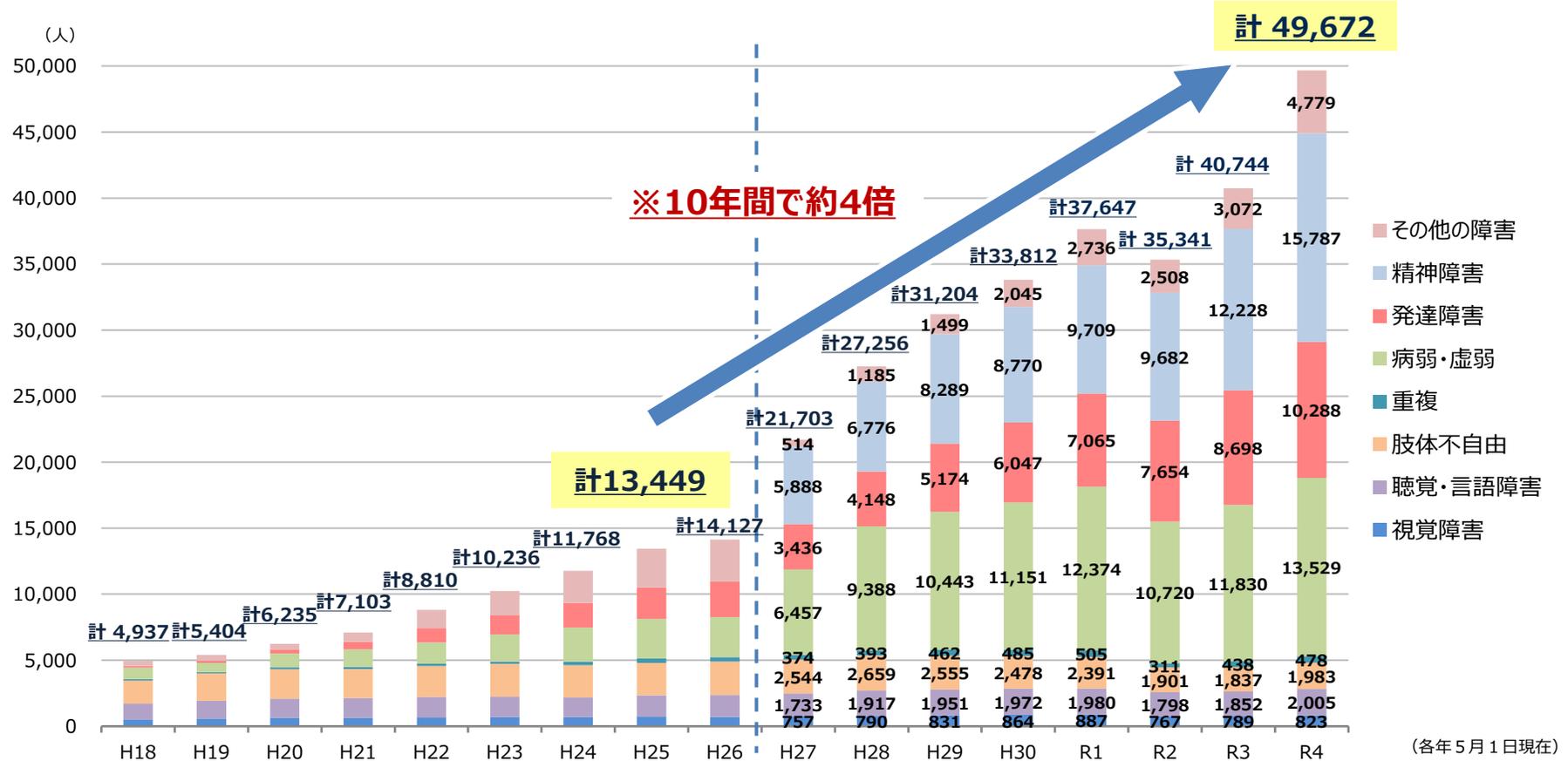
文部科学省

# 障害のある学生の修学支援について

令和5年度「学校法人の運営等に関する協議会」・「学校法人監事研修会」

文部科学省高等教育局学生支援課

# 障害のある学生の在籍者数



出典：令和4年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、並びに身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものをいう。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

# 高等教育段階における障害者施策の流れ

- ◆ 平成18年 12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- ◆ 平成19年 9月 条約に日本署名（賛同）
- ◆ 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- ◆ 平成24年 12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ  
→ 取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理
- ◆ 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の公布
- ◆ 平成26年 1月 条約の批准書を国連に寄託（2月19日効力発生）
- ◆ 平成27年 2月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月 国立大学協会にて国立大学法人の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- ◆ 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行（※施行後3年を目途に見直しの検討開始）
- ◆ 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ  
→ 取組の具体的な進め方と留意事項を整理
- ◆ 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定
- ◆ 令和 3年 6月 「『障害者差別解消法』の一部を改正する法律」の公布
- ◆ 令和 5年 3月 14日 「第5次障害者基本計画」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定）」閣議決定
- 4月 21日 「障害のある学生の修学支援に関する検討会」設置
- 6月 8日 国立大学協会にて国立大学法人の「国等職員対応要領」雛形の改訂
- 12月 28日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正）」の告示
- (令和5年度内) 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」の取りまとめ
- ◆ 令和 6年 4月 1日 「『障害者差別解消法』の一部を改正する法律」及び  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定）」の施行  
→ 私立大学等における合理的配慮の提供の義務化

# 障害者関係法令と政府施策との関係

## 法的位置づけ

**障害者の権利に関する条約**  
(平成19年署名・平成26年批准)

**障害者基本法**  
(昭和45年制定・平成23年一部改正)

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**  
(平成25年制定・令和3年一部改正 (令和6年4月1日施行))

**第十一条** 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（略）を策定しなければならない。

**障害者基本計画（第5次）**  
(令和5年3月14日 閣議決定)

**第六条** 政府は、（略）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（略）を定めなければならない。

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針**  
(令和5年3月14日 閣議決定)

**第十一条** 主務大臣は、基本方針に即して、（略）事業者が適切に対応するために必要な指針（略）を定めるものとする。

**事業者のための対応指針**  
(平成27年告示、令和5年12月改正)

**第九条** 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、（略）当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（略）を定めるものとする。

**国等職員対応要領**  
(平成27年訓令、令和5年12月改正)

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/mext\\_02599.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html)  
文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領  
<https://www.mext.go.jp/kaishou-ty/>



## ○ 令和5年3月 閣議決定

### Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 8. 教育の振興

※青字：第4次基本計画からの変更箇所

#### （3）高等教育における障害学生支援の推進

- ◆ 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- ◆ 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- ◆ 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- ◆ 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- ◆ 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- ◆ 大学入学共通テストにおいて実施されている障害等のある受験者の配慮については、一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、合理的配慮を含めた必要な配慮の取組について、一層の周知を図る。
- ◆ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進する。
- ◆ 大学等の入試における合理的配慮を含めた必要な配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」（抜粋）（平成28年6月、国連に提出）

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。



**基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される**

# 障害者基本計画（第5次）【R5～R9】②

## ○ 障害者基本計画 関連成果目標

### 8. 教育の振興（高等教育部分の抜粋）

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業に関する支援</u> を実施している大学等の割合	87.8%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業以外の支援</u> を実施している大学等の割合	72.3%	おおむね100%
障害学生支援に関する <u>規程等</u> 、又は障害者差別解消法に関する <u>対応要領</u> 、 <u>基本方針</u> 等を整備している大学等の割合	75.5%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	97.1%	100%
<u>紛争の防止、解決等に関する調整機関</u> を設置している大学等の割合	52.3%	100%
ホームページで <u>障害学生支援情報</u> を公開している大学等の割合	65.8%	100%
<u>ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知</u> している大学等の割合	27.9%	100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>就職先の開拓、就職活動支援</u> を実施している大学等の割合	22.5%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>障害学生向け求人情報の提供</u> を実施している大学等の割合	19.5%	おおむね100%
募集要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	88.7%	100%

出典：令和4年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



**第4次計画における指標を踏襲。引き続き、各成果目標の達成を目指す。**

# 障害のある学生の修学支援に関する検討会（令和5年度）

※令和6年2月時点

- 文部科学省ではこれまで、障害学生への合理的配慮の考え方や大学を含む関係機関が取り組むべき中長期的課題等について検討を行う、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を実施し、平成24年度に「第一次まとめ」、平成28年度に「第二次まとめ」をとりまとめ、大学等における取組を促してきた。
- 近年の障害学生の増加や、令和6年4月に障害者差別解消法の一部を改正する法律（以下「改正障害者差別解消法」という。）が施行され、私立学校を含む全ての大学等において、障害学生に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることになること等を背景に、これまで以上に、障害学生への修学支援体制の整備が急務となっている。
- こうした状況を踏まえ、高等教育段階における障害学生の修学支援のあり方について検討を行うため、令和5年度において改めて「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を実施し、「第三次まとめ」をとりまとめる。

(文科省HP : [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html))

## ◆委員一覧

- 柏倉 秀克 桜花学園大学 副学長・教授
- 川島 聡 放送大学 教授
- 近藤 武夫 東京大学先端科学技術研究センター 教授
- 島津 悠貴 一般社団法人企業アクセシビリティ・コンソーシアム 運営委員  
株式会社堀場製作所 グローバル人事部
- 白澤 麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 教授
- 神藤 典子 関西大学 学事局次長
- 高橋 知音 信州大学学術研究院教育学系 教授
- ◎竹田 一則 筑波大学人間系 教授
- 殿岡 翼 一般社団法人全国障害学生支援センター 代表理事
- 中野 泰志 慶応義塾大学経済学部 教授
- 南谷 和範 大学入試センター試験技術研究部門 教授
- 村田 淳 京都大学学生総合支援機構 准教授
- 矢澤 睦 仙台高等専門学校 教授

(オブザーバー)

厚生労働省  
独立行政法人日本学生支援機構

◎ 主査  
※ 五十音順

## ◆主な検討課題

- (1)障害学生支援の基本的な考えに関すること
- (2)学内の体制整備や合理的配慮の提供に関すること
- (3)紛争の防止・解決に関すること
- (4)大学等と国・地域・社会資源等との連携に関すること
- (5)障害学生の就職等の支援に関すること

## ◆開催実績

- |       |           |        |             |
|-------|-----------|--------|-------------|
| ○ 第1回 | 令和5年5月18日 | ○ 第6回  | 令和5年 10月26日 |
| ○ 第2回 | 6月 9日     | ○ 第7回  | 11月 6日      |
| ○ 第3回 | 7月13日     | ○ 第8回  | 11月20日      |
| ○ 第4回 | 8月 3日     | ○ 第9回  | 12月27日      |
| ○ 第5回 | 9月15日     | ○ 第10回 | 令和6年 1月22日  |

## 令和5年度中に「第三次まとめ」の公表予定

公表された際には、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」等と併せて内容をご参照いただき、各大学等における障害学生支援の取組を推進の一助としていただくよう、ご活用をお願いします。